令和８年９月　韮崎市農業委員会議事録

１．開催日時　　令和８年９月２５日（金）　１３：３０～１５：３０

２．開催場所　　韮崎市役所　別館　３０１会議室

３．出席委員（１７名）

農業委員		農地利用最適化推進委員	
１番	柳本　進	２０番	高野　豊村
２番	伊藤　光（欠席）	２１番	石川　吉郎（欠席）
３番	平賀　髙茂	２２番	大柴　操
４番	露木　和雄	２３番	横森　公夫
５番	髙添　久	２４番	保坂　保（欠席）
６番	佐藤　幸徳	２５番	岡田　政雄
７番	今福　秀和	２６番	嶋津　正一
８番	齊藤　重範	２７番	越石　健司（欠席）
９番	内藤　幹雄	２８番	小澤　和彦
１０番	山本　弘行（欠席）	２９番	川端　要
１１番	加賀爪　一志	３０番	中込　久
１２番	功刀　俊彦	３１番	湯舟　文雄（欠席）
１３番	貝瀬　等	３２番	矢崎　林
１４番	中込　行雄	３３番	千野　英樹
１５番	赤澤　洋		
１６番	田中　浩子		
１７番	小尾　智子		
１８番	鈴木　暁子		
１９番	野口　博文		

４．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　諸報告

第３　議案第１号　農地法第３条の規定による申請の承認について

議案第２号　農地法第４条の規定による申請の承認について

議案第３号　農地法第５条の規定による申請の承認について

議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第２号　農地を農業用施設に使用する届出書について

５．農業委員会事務局職員

事務局長：早川　洋

書　　記：小野　貴史・志村　奈美

６.会議の概要

＜事務局長＞

ただ今から令和８年９月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「２：会長挨拶」　柳本会長、お願いいたします。

＜会　長＞

（会長あいさつ）

＜事務局長＞

ありがとうございました。続きまして、「３：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第５条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

＜議　長＞

本日、出席委員は農業委員１９名中１７名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第１　議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第１６条第３項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

それでは、６番　佐藤 幸徳 委員、７番　今福 秀和 委員 にお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小野氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第２　諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

＜事務局＞

それでは会務について報告をさせていただきます。

9 月 7 日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小野が出席いたしました。

9 月 14 日、山梨県農業委員会女性委員の会総会に小尾職務代理及び田中委員、鈴木委員、並びに事務局志村が出席いたしました。

＜議　長＞

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

＜議　長＞

以上で日程第２を終わります。

続きまして、「日程第３」議案第１号「農地法第３条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

＜事務局＞
それでは、議案集の１ページをご覧ください。今月の農地法第３条の許可申請は、所有権の移転に関するものが８件 6,314 ㎡、賃貸借権の設定に関するものが１件 2,108.93 ㎡であります。

申請番号１番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。
申請番号２番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。
申請番号３番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農のための所有権移転の申請であります。
申請番号４番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号５番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号６番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号７番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農のための所有権移転の申請であります。
申請番号８番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。
申請番号９番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

＜議　長＞
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号１番　　：柳本会長
申請番号２番　　：高野委員
申請番号３番　　：平賀委員
申請番号４番及び５番：大柴委員
申請番号６番　　：露木委員
申請番号７番　　：齊藤委員
申請番号８番　　：貝瀬委員
申請番号９番　　：中込（久）委員
（各委員より現地調査に基づく説明。）

＜議　長＞
各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。ご質問等ございますか。

＜委員Ａ＞
申請番号２番について、借受人の営業実績はどうなっていますか。

＜事務局＞
市内では初めてですが、南アルプス市や甲斐市などでは実績があります。

＜委員Ａ＞
営農型太陽光は、きちんとしている事業者であればよいですが、本当に事業として成り立っていけるのでしょうか。この事業を専門に行っている会社ですか。

＜事務局＞
農作物の販売路等も含め営農計画書もきちんと提出されておりますので、計画通りにやっていただくという形になります。太陽光発電と作物の販売で事業が成り立つかどうかについては、企業の努力次第かと思います。

＜委員Ａ＞
営農部分の実績はどの程度ありますか。農業としての収入はしっかりあるという認識でよいのでしょうか。

＜事務局＞
他市の方で実績があるということは県から聞き及んでおりますが、本市での実績は申請地のみです。収入については、農業と太陽光発電という形になります。

＜委員Ａ＞
いつ設立された事業者でしょうか。他の事業をやっていて、営農型太陽光に参入したと思われるのですが。

＜事務局＞
本社は甲府市で、設立は平成２４年です。

＜委員Ａ＞
営農型太陽光は国が推奨して始まったということは承知をしておりますが、本当に営農型と名乗っていいのか、本当に農地が利用されているのか、怪しいものもあるのではないかと思っていて、その辺りはしっかり調査が必要なのではないかと思っています。

＜事務局＞
その辺につきましては、継続して指導をしていく必要があると思います。あまりにも酷いところについては、経済産業省の方で太陽光発電施設を所有することによって買上の金額が高くなるというFIT認定というものがありますが、認定を外すという動きをしているとのことですので、国へ報告するという対応をしていきます。

＜委員Ｂ＞
先ほど営農の調査をするという話がありましたが、いつどうやってチェックをしているのでしょうか。

＜事務局＞
１年に一度、県の担当者と営農状況や施設設備の現地確認をしております。

＜委員Ｂ＞
私の家の近くにも営農型太陽光があり、先日の利用状況調査でも確認しましたが、草がかなりのびているけれども、そのまま継続しているということですか。

＜事務局＞
そういった場所については、連絡をいただければ現地を確認し指導をいたします。

＜委員Ｂ＞
農地として利用しているのであれば、生産性が上がらなくても任意の作物で許可がでるということですか。最初に許可を出してしまった以上、簡単に不許可で撤去してくれとも言えないですし。

＜事務局＞
今回の申請地については、計画どおりの栽培されておりますので問題ないと考えております。ただ、営農型太陽光自体は、全国的に問題視されており、国で見直しを検討しているとのことです。

＜委員Ｃ＞
営農型太陽光の参入に際し、農業委員会で経済状況等を含めて適格かどうかの判断に立ち入るべきなのでしょうか。

＜事務局＞
申請書類の中で、事業を実行できるだけの資金があるのか、借入ができるか、撤退するときの撤去の資力があるか等は確認をいたします。それ以上の経済状況を申請時では確認することはできません。

＜委員Ｄ＞
申請番号９番について、地区担当委員の報告では建物が建っているのではないかという意見がありましたが、許可相当なのかどうか結論が出ていません。

＜事務局＞
農地に建てることができるものとして、農作業に必要な機械を置く農業用倉庫やトイレといったものがあります。今回の申請地に建っているものはそういったものになりますので、問題ないと考えております。

＜議　長＞
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第１号、申請番号１番から９番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
　賛成多数ですので、議案第１号については、原案のとおり承認いたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

＜事務局＞
　議案集の３ページをご覧ください。今月の農地法第４条の規定による許可申請は、１件 606 ㎡となっております。

　申請番号１番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町上今井南久保、植林のための申請であります。

＜議　長＞
　ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

　申請番号１番：事務局（石川副委員長欠席のため）
　（委員より現地調査に基づく説明。）

＜議　長＞
　委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

＜委員Ｅ＞
　隣の土地の地目は山林になっているのでしょうか。

＜事務局＞
　隣地が農地もしくは原野となっております。原野の方につきましては、昨年非農地判断をした箇所となります。

＜委員Ｅ＞
　隣接の農地の所有者は承知しているのでしょうか。

＜事務局＞
　隣接の所有者からは承諾書が提出されております。

＜議　長＞
　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第２号、申請番号１番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
　賛成多数ですので、議案第２号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達い

たします。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

＜事務局＞
議案集の４ページをご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが４件 2,361 ㎡、賃貸借権の設定に関するものが２件 568.07 ㎡となっております。

申請番号１番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、営農型太陽光発電施設支柱部分設置のための一時転用の申請であります。
申請番号２番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保神ノ木、保冷倉庫建築のための申請であります。
申請番号３番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條滝坂、個人住宅建築のための申請であります。
申請番号４番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は中田町小田川堰東、工事用資材置場建設のための申請であります。
申請番号５番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田古川端、個人住宅建築のための申請であります。
申請番号６番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割石宮、個人住宅建築のための申請であります。

＜議　長＞
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号１番：高野委員
申請番号２番：大柴委員
申請番号３番：事務局（保坂委員欠席のため）
申請番号４番：岡田委員長
申請番号５番：鈴木委員
申請番号６番：野口委員
（各委員より現地調査に基づく説明。）

＜議　長＞
各委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問等ございますか。

＜委員Ｆ＞
転用と農振の関係性を説明願います。

＜事務局＞
優良農地は基本的に農振は外れません。宅地化が進んでいる場所については、具体的な計画を出していただき、まずは農振を除外する申請をしていただきます。問題がなければ除外となり、その

後、農地転用の申請を出していただくという流れになります。農地の真ん中で農振を外し転用するということは出来ませんので、その場合は別の場所を探していただくということになります。

＜委員Ｆ＞
今回の申請に上がっている場所は､全て農振が除外されている農地という認識でよいでしょうか。

＜事務局＞
はい。ただし、申請番号１番については一時転用、申請番号２番については農業用施設のため農振除外とはなっておりません。

＜委員Ｄ＞
一時転用は１０年もできるのですか。

＜事務局＞
認定農業者の場合は１０年の一時転用が可能です。それ以外の方は最長３年です。

＜議　長＞
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第３号、申請番号１番から６番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
賛成多数ですので、議案第３号、申請番号１番から６番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第 31 条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。
申請番号４番について田中浩子委員に関する案件がありますので、議案第５号が終了するまで、退席をお願いいたします。

（田中委員　退席）

＜事務局＞
議案集の６ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については１０件 31,585 ㎡となっております。

申請番号１番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：５年２ヶ月、再設定です。
申請番号２番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：５

年２ヶ月、再設定です。
　申請番号３番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：５年２ヶ月、再設定です。
　申請番号４番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年２ヶ月、再設定です。
　申請番号５番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年２ヶ月、再設定です。
　申請番号６番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年２ヶ月、再設定です。
　申請番号７番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年２ヶ月、再設定です。
　申請番号８番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年２ヶ月、再設定です。
　申請番号９番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年２ヶ月、再設定です。
　申請番号１０番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：５年２ヶ月、再設定です。

＜議　長＞
　事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

＜委員Ｇ＞
　借受人が同じ案件が多く、ここにある栽培計画作物は水稲とありますが、実際はネギを作っているをと思われる農地もあるのですが、計画と違うものを栽培してもよいのでしょうか。

＜事務局＞
　作物の変更は可能です。

＜委員Ｈ＞
　今回の借受人の中に、かなり草が繁茂している場所も多くあります。審議にあたり指導するといったことは可能なのでしょうか。

＜事務局＞
　農業委員会から指導を行うとともに、中間管理機構へそういった意見があったということで報告し、機構からも指導をしてもらうようになります。

＜議　長＞
　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第５号、申請番号１番から１０番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

＜議　長＞
賛成多数ですので、議案第４号について原案のとおり承認いたします。

（田中委員　着席）

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

＜事務局＞
今月の報告案件、第１号及び第２号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が３件42,612.45㎡、合意解約による通知が１件2,110㎡です。議案集の１１ページをご覧ください。

報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号１番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保笹原他、相続による所有権移転の申請であります。
申請番号２番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町上円井上道他、相続による所有権移転の申請であります。
申請番号３番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は旭町上條南割起シ他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号１番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、合意解約の通知であります。

＜議　長＞
報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

＜事務局＞
（「４　その他」について、事務局より説明）
質疑等ございますか？

（質疑なし）

＜事務局長＞
岡田委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

＜委員長＞
（閉会あいさつ）

＜事務局長＞

以上をもちまして、令和８年９月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

〇書記：小野　貴史

〇書記：志村　奈美